

○国立大学法人埼玉大学特別教育プログラム規則

〔令和 6 年 3 月 28 日〕
規則 第 80 号

改正 令和 7 . 3.27 6 規則 50

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第 37 条第 2 項の規定に基づき開設する特別教育プログラムに関し、必要な事項を定める。

(種類)

第 2 条 特別教育プログラムに次のプログラムを置く。

- (1) Global Youth プログラム
- (2) ダイバーシティ課題解決プログラム
- (3)アントレプレナーシップ教育プログラム

(委員会)

第 3 条 教育機構に、特別教育プログラムに関する事項を審議するため、特別教育プログラム運営委員会を置く。

2 特別教育プログラム運営委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 . 3.27 6 規則 50)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。